

目 次

第4回大宜味村議会臨時会会議録（会期日程表）	1
第4回大宜味村議会臨時会会議録（7月11日）	3

第4回大宜味村議会臨時会会議録
(会期日程表)

開会 昭和63年7月11日

会期1日間

閉会 昭和63年7月11日

月 日	曜日	会議別	会議時刻	日 程
7月11日	月	本会議	午前10時	開 会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案第40号～議案第43号質疑、討論、採決 閉 会

第4回大宜味村議会臨時会会議録

(第1号) 昭和63年7月11日

1. 開会、閉会の日時

開 会 (昭和63年7月11日 午前10時00分)

閉 会 (昭和63年7月11日 午後4時32分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 宮 城 功 光 君	8番議員 平 良 蔵 健 君
2番議員 金 城 富 昌 君	9番議員 山 川 清 君
3番議員 松 島 重 克 君	10番議員 宮 城 秀 護 君
4番議員 山 川 正 行 君	11番議員 照 屋 保 君
5番議員 知 念 亀次郎 君	12番議員 金 城 隆 好 君
6番議員 宮 里 盛 順 君	13番議員 平 良 森 雄 君
7番議員 平 良 俊 政 君	14番議員 玉 城 一 昌 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 新 城 繁 正 君 企画財政課長 前 田 孝 平 君
助 役 古我知 清 君 経済建設課長 平 良 晋 君
総 務 課 長 崎 山 勝 正 君

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 高江洲 修 君 係 長 前 田 孝 君

6. 議事日程（第1号）

日程第1号 会議録署名議員の指名

日程第2号 会期の決定

日程第3号 議案第40号 農村総合整備モデル事業A工区工事請負契約について

日程第4号 議案第41号 農村総合整備モデル事業B工区工事請負契約について

日程第5号 議案第42号 大兼久林道開設工事請負契約について

日程第6号 議案第43号 公有水面埋立に関する意見を求めることについて

日程第7号 議案第40号、41号、42号の訂正について

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

○ 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は14名全員であります。

よって、昭和63年第4回大宜味村議会臨時会は成立いたしましたので開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程に入るに先立ち諸般の報告をいたします。

本臨時会に説明員として出席通知のありました者の職氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

日程第1 会議録署名議員の指名を行ないます。

本臨時会の会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、議長において9番山川清君、10番宮城秀護君を指名いたします。

日程第2 会期の決定を議題といたします。

議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午前11時45分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本臨時会の会期は本日1日間といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

日程第3 議案第40号から日程第6 議案第43号までを一括議題といたします。

村長から提案理由の説明を求めます。

○ 村長（新城繁正君） 議案第40号、本件については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を要しますので提案いたしております。契約金額は50,500千円で契約の相手方は宮保建設でございます。

議案第41号、本件については前議案同様の提案理由でございまして、契約金額は30,000千円で契約の相手方は合資会社宮城産業でございます。

議案第42号、本件についても前議案と同様の提案理由でございまして、契約金額は44,000千円でございます。

議案第43号、県道9号線の改良工事に伴い、大宜味村字津波海染原1番並びに同村字白浜

赤崎1番の2、8番の2、11番の1、11番の2、20番の3、22番、23番、24番の2、25番の2、25番及び26番並びに同村字白浜33番に接する道路敷の地先公有水面埋立について、昭和63年7月4日付沖縄県諮問土第20号で公有水面埋立法第3条第1項の規定に基づき、沖縄県知事より意見が求められているため、同法同条第4項の規定により別紙のとおり意見を述べたいので議会の議決を求めます。以上ご説明いたしました、内容につきましては説明員から説明いたさせます。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午前11時50分）

再 開（午後4時02分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本日づけをもって村長から提出された議案第40号、41号、42号について本日づけをもって訂正したい旨の申し出があります。

この際訂正の件を日程に追加し議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、この際訂正の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第7 議案第40号、41号、42号の訂正について議題といたします。

村長から訂正の理由の説明を求めます。

○ 村長（新城繁正君） 議案第40号中「締結したので」を「締結したいので」に、議案第41号中「締結したので」を「締結したいので」に、議案第42号中「締結したので」を「締結したいので」に改めまして訂正いたしたいと思ひます。申し訳ございませんでした。

○ 議長（玉城一昌君） おはかりいたします。

ただいま議題となっております訂正の件については、これを承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第40号、41号、42号の訂正の件については、これを承認することに決しました。

これより議案第40号の質疑に入ります。

発言を許します。

○ 4番（山川正行君） 去った議会の中で入札結果の公表について次年度からやりたいと

いう村長のご答弁がございましたがその資料が出てないんですね。答弁があつてから半年も経過しております。そんなに手間はかからないと思うんですがね。実際にある資料を出せばそれで十分だと思いますがどうですか。

○ 村長（新城繁正君） これは企財課との調整の段階でも出まして、私もそのように答弁しているわけですが、時間が経過しているのではないかとおしかりを受けていますが、確かにそうございまして、公表という場合にはある程度の基準があるのではないかと私は考えているわけで、それについては担当課で収集して基準を策定して、次の段階からはできるようにしたいと考えております。

○ 4番（山川正行君） 公表そのものはそんなに難しい段取りは要らないと思うんです。ありのままを公表すれば十分事は足りると思うんですがね。どうですか。

○ 村長（新城繁正君） 公表となると村民に正しくお知らせするということですので、掲示板や公報で知らせるとかいろいろ方法はあると思います。そういうことで担当課は迷っていると、私もその辺の様式についてははっきりした概念も持っていないので、おっしゃっていることが分かりますが、これは次回の契約案件があるまで検討して、その時点でご希望に添うようにやっていきたいと思ひます。

○ 4番（山川正行君） 本土あたりでは入札結果を議会の中で公表しているんですよ。何故そういうことを申し上げるかと言いますと、別の案件の中に30,000千円ポッキリというものもあるわけですね。10業者が競争入札して30,000千円丁度というのは多少疑問に思ふわけです。ですから何故そうなったかという経過を知りたいわけです。それに30,000千円以下なら議会が全く関知できないわけですね。そういうものも含めて是非やってもらいたいと思ふわけですが、次から確実にできると約束できますか。

○ 村長（新城繁正君） 場合によっては数回にわたってやる場合もあります。そういうものも全面公表するかどうかということについていくつか疑問があります。明らかにすることは別にやぶさかではありませんが、できるだけそういう形で詰めまして、今のご意見に添うような形で整理してみたいと思ひています。

○ 4番（山川正行君） 確かに2回3回とある場合もあると聞いています。

そういう経過を知りたいわけですよ。ありのままを公表して欲しいということなんです。指名業者一覧表の中に金額を入れれば事は足りていることでしょう。そんなに難かしい事ではないと思ひますがね。

次からやるとははっきりお約束できますか。

○ 村長（新城繁正君） 議会に対しての資料という意味では別に問題ないと思ひますよ。こういうものを全部公表するとなると、張って事が足りるのか或いは公報でやるのか、これ

は初めてのことであるのでヒナ形を作らなければいけないと思うんです。中身についてはおっしゃるように我々が別にどうということはありませんので公表をする形で整理をして、次回からそのような形で資料として添付したいと思うわけでございます。

○ 4番（山川正行君） 村の公表に載せるものは整理する必要があると思いますが、議会に対してはありのままの形で出した方が正しい判断ができると思うんです。そのように受け取ってよろしいですか。

○ 村長（新城繁正君） 議会に対してはそのように次からでもできると思います。村長に公表するとなると多少手がかかると申し上げているわけですし、そのとおりのしたいと思います。

○ 議長（玉城一昌君） 他に質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第41号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第42号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第43号の質疑に入ります。

発言を許します。

○ 6番（宮里盛順君） 以前に白浜入口の木麻黄のか所、路肩の悪いか所は市町村工事でできんか正したことがあります、9号改良工事の時にやろうということですが埋立はそこまでいくのかどうか。

○ 経済建設課長（平良 晋君） 只今の質問にありますか所は施工区間に入っています。

○ 議長（玉城一昌君） 他に質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

ただいま議題となっております議案第40号から議案第43号までについては、会議規則第39条第2項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第40号から議案第43号までについては委員会の付託を省略することに決しました。

休憩いたします。

休 憩（午後4時28分）

再 開（午後4時29分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより議案第40号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第40号 農村総合整備モデル事業A工区工事請負契約について採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成であります。

よって、本件は可決されました。

これより議案第41号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第41号 農村総合整備モデル事業B工区工事請負契約について採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成であります。

よって、本件は可決されました。

これより議案第42号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第42号大兼久林道開設工事請負契約について採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本件は可決されました。

これより議案第43号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第43号 公有水面埋立に関する意見を求めることについて採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本件は可決されました。

以上をもって本臨時会に付議された事件の審議は全部終了いたしました。

これにて昭和63年第4回大宜味村議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さんでした。

閉 会 (午後4時32分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

大宜味村議会議長 玉 城 一 昌

署名議員 (9 番) 山 川 清

署名議員 (10番) 宮 城 秀 護